

京都市告示第 351 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 1 月 15 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
佐井通	中京区西ノ京東中合町 1 番地地先から	旧	メートル 41.10	メートル 11.00 ~ 20.29
	同区西ノ京桑原町 1 番地地先まで	新	41.10	10.99 ~ 38.20
御池通	中京区西ノ京東中合町 1 番地地先から	旧	46.30	21.90 ~ 22.05
	同区西ノ京桑原町 1 番地地先まで	新	46.30	22.00 ~ 41.20
西第四緯 28 号 線	中京区西ノ京下合町 38 番地の 6 地先から	旧	18.10	5.95
	同町 37 番地地先まで	新	18.10	6.00 ~ 33.20

(建設局土木管理部道路明示課)